

武蔵野市 商店会活性 出店 支援金

Support Grant For Opening Stores To Activate The Store
Association by Musashino City

支給対象

令和2年8月1日以降に市内の空き店舗や空き事務所に出店し商店会に
加入する中小企業者、小規模企業者、個人事業主等。

支給額
最大 60 万円

開業時：30万円

6ヶ月経過時：30万円

詳細は、裏面または QR バーコードからご確認ください。

お問合せ

0422-60-1832
(商店会活性出店支援金担当)



【裏面あり】

武蔵野市商店会活性出店支援金の概要

■ 目的

新型コロナウイルス感染症の影響による経営状況悪化のため、新規の出店が控えられ市内の空き店舗数は増加している。今後も引き続きその傾向が続くと思われるため、本市ではまちのシャッター街化の防止と商店会の活性化に寄与する事業者を応援することを目的として、本事業を実施します。

■ 支給要件

以下全ての要件に該当すること。

- (1) 中小企業者、小規模企業者、個人事業主または会社以外の法人*であること。
※会社以外の法人…公益法人等またはその他の法律により公益法人等とみなされる法人（NPO法人等）で、従業員規模が中小企業基本法上の中小企業と同等のもの。
- (2) **令和2年8月1日から令和3年3月31日まで**に市内の空き店舗または空き事務所を賃借して事業を開始するものであること。
- (3) 対象地域の商店会に加入すること（商店会が組織されている場合）。
- (4) 事業を1年以上継続することが見込まれること。
- (5) 市内から市内の別の地域への移転でないこと。
- (6) 市税の滞納がないこと。
- (7) 事業を営むにあたり、法令の規定に違反していないこと。
- (8) 暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有するものでないこと。
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業でないこと。
- (10) その他市長が不適当と認める事業でないこと。

■ 申請方法

申請期間	① 令和2年8月11日（火）から令和3年3月31日（水）【事業開始時】 ② 事業開始後6ヶ月経過時 から令和3年10月1日（金）【6ヶ月経過時】 ※事業開始時と事業開始後6ヶ月経過時それぞれ申請が必要となります。
申請方法	受付は原則、郵送となります（締切日の消印有効）。 【郵送先】〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28 産業振興課 商店会活性出店支援金担当 宛 【窓口】武蔵野市役所7階 産業振興課
申請書類の入手方法	申請書類は市ホームページからダウンロードしてください。 また、次の施設でも配布しています。 武蔵野市役所7階 産業振興課、武蔵野市役所1階受付、吉祥寺市政センター、中央市政センター、武蔵境市政センター、武蔵野商工会議所